建築基準法

1.案内情報

手続名 : 建築物の構造方法等の認定申請 手続根拠 :・建築基準法第68条の26

・建築基準法施行規則第10条の5の21、第10条の5の22

手続対象者:認定を受けようとする者

提出時期:指定性能評価機関又は承認性能評価機関において性能評価書を交付され

た後

提出方法 : 構造方法等の認定申請書を作成し、性能評価機関が作成した性能評価書

及び手数料を添えて国土交通省住宅局建築指導課へ提出して下さい。

手数料 : 2万円(収入印紙)

添付書類・部数 : の書類を1部

申請書様式 : 構造方法等の認定申請書(規則第50号の11様式)

記載要領・記載例:提出先にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先 : 国土交通省住宅局建築指導課

03-5253-8111(内線39-536~8、39-566)

受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:上記提出先と同じ。

3.手続情報

審査基準 : 認定に係る各条文で定める技術的基準

標準処理期間:1~2ヶ月(申請内容によって異なる場合があります。)

不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)

第五十号の十一様式(第十条の五の二十一関係)(A4)

構造方法等の認定申請書

年 月 日

建設大臣 様

申 請 者 の 住 所 又 は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称

ED

建築基準法

下記について、建築基準法施行令 第 条 第 項第 号 の規定による認 建築基準法施行規則

定を受けたいので、同法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

- 1. 認定を受けようとする構造方法又は建築材料の名称
- 2. 備考

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略できます。

不要な文字は、抹消してください。

備考欄には、当該申請以外に構造方法等の認定を受けようとしている旨を記載する 等所要の事項を記入してください。

この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙(消印をしていないものに限る。)をはり付けてください。